第四十九条の十七第四号を削り、同条第五号に次のただし書を加える。

ただし、最初に電波を発射してから三秒以内に再送信を行う場合は、送信休止時間を設けずに送信を行うことができるものとする。

第四十九条の十七中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条に次の一号を加える。

六　送信空中線は、次の技術的条件に適合すること。

(1)　送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値を超える場合はその超えた分を空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

(2)　送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあつては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。

別表第一号の表注34(2)中「402MHzを超え405MHz以下」を「401MHzを超え406MHz以下」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に受けている小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

○国土交通省令第七十一号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百三十二号）の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二(十七)の項中

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法

を

耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
令第百十二条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十二条第二項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項

に、

耐火構造等の構造詳細図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法

を

耐火構造等の構造詳細図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法
令第百十四条第二項の規定の確認に必要な図書	令第百十四条第二項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。